

口には儉を唱へて、心には吝嗇貪欲を逞くし、培克を以て下をくるしむるは惡なり、儉とは筋の違ひたることにて、いづれの時にてもあしく、たとへば其身平日疏食をくらひて、時により人に食をす、むるに、華侈とはならで、身の程にしたがひて、玄なよくするを儉節といふ、其身平日美食をくらひて、人には一飯をもわかつたまなく、人に出すも、身の程に劣りて、至りて、餓惡なるを吝嗇といふ、この兩言をかねてよくわきまへざるべし。

〔東潜夫論下〕儉約ト云コトハ、當時諸侯ノ流行リ言バナリ、隨分金財ヲバ相應ニ儉約スル國モアルナリ、然ドモ事ヲ省クコトヲ知ラズ、當時諸侯ノ國文事ニモ非ズ、武備ニモ非ズ、昔ヨリ仕來リシコト甚ダ多シ、其一ニヲ擧ゲバ、謳初メ、鼓初メ、舟乗リ初メ、鷹狩初メ、此等ノコト初メミナ益ナキコトナリ、次ニ番警固入ラヌ處ニ甚ダ多シ、先儒ノ言シ如ク、出行ノ鹵簿モ大勢ニシテ、軍陣ノ備ノ如シ、是類ノコト皆幕府ヨリ殺ギステ玉フベシ、連歌師、碁打、將碁指、何ノ用カアラン、皆省クベキ役ナリ、畫工ナドモ寫真形畫ハ用アリ、水墨破筆ハ國家ノ用ニタ、ズ、官ノ畫師ニハ此ヲ禁ジ玉フベキコトナリ、

制令

〔續日本紀^{元八}正〕養老五年三月乙卯、詔曰、制節謹度、禁防奢淫、爲政所先、百王不易之道也、王卿士及豪富之民、多畜健馬、競求亡限、^{亡限原作是、今據一本改、}非唯損失家財、遂致相爭鬪亂、其爲條例、令限禁焉、有司條奏、依官品之次、^{次原作改、今據一本改、}定畜馬之限、親王及大臣、不得過二十疋、諸王諸臣三位已上十二匹、四位六匹、五位四匹、六位已下至于庶人三疋、一定以後、隨闕充補、若不能騎用者、錄狀申所司、即按馬帳、然後除補、如有犯者、以違勅論、其過品限、皆沒入官、

〔新抄格勅符抄〕太政官符 神祇官

雜事拾壹箇條^略○中

一應重禁制男女道俗著服事